最終更新日：2018年8月28日

株式会社ＳＥＲＩＯホールディングス

代表取締役社長　若濵　久
問合せ先：管理部
証券コード：6567
https://www.serio-corp.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、株主及び取引先、従業員等をはじめとするステークホルダー（利害関係者）からの信頼を得るため持続的な企業価値を高めるべく、経営の健全性並びに透明性の確保に努めております。また、コンプライアンス（法令遵守）の徹底により最適な経営管理体制を構築するためにも、当社グループはコーポレート・ガバナンスの強化を最重要項目の一つとして位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスコードにおける5つの基本原則を全て実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
若濵　久	1,200,000	38.00
株式会社ＫＤＴ	450,000	14.25
セリオグループ従業員持株会	322,500	10.21
廣田　純孝	80,000	2.53
中村　明裕	80,000	2.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	69,100	2.18
海老　雅和	60,000	1.90
朝山　貴文	40,000	1.26
岡村　茂樹	35,200	1.11
株式会社森本本店	22,400	0.70

支配株主（親会社を除く）の有無	若濵　久
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	5 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主と取引等を行わない方針ではありますが、例外的に支配株主との取引等を行う場合は、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、支配株主以外の株主の利益が害されないよう取締役会で審議することとしております。また、当該取引が適法かつ適正な条件に基づいており、且つ他の第三者との取引と同様に行うことを基本方針としております。さらに、必要に応じ、弁護士、会計監査人等外部専門家の意見を求めることで、取引の公正性の確保を図り、少数株主の権利を保護するよう努めております。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
麻田　祐司	他の会社の出身者								△			
佐藤　竜一	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
麻田　祐司	○	○	当社子会社 ㈱セリオ就労支援事業の顧客である㈱エディオンにて、平成16年5月から平成26年3月まで、従業員及び取締役としての職務に従事しておりました。当社グループの総売上高に対し、同社への売上高が占める割合は僅少であります。	公認会計士の有資格者であり、専門的知見をもって取締役会の監査機能強化、経営に対する監視、業務執行の適正性の保持及び当社事業の推進に寄与すると期待したことから、社外取締役に選任しております。 特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し独立役員として届け出ております。

佐藤　竜一	○	○	該当事項はありません。	弁護士の有資格者であり、専門的知見をもって取締役会の監査機能強化、経営に対する監視、業務執行の適正性の保持及び当社事業の推進に寄与すると期待したことから、社外取締役に選任しております。 特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し独立役員として届け出ております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員のうち社内取締役1名が常勤しており、また、内部監査室と連携し、適切な情報収集が実施されているため、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設置しておりません。なお、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合、補助すべき使用人を設置することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人の連携状況につきまして、監査等委員会は、会計監査人から監査計画を受領し、定期的に報告及び説明を受け意見交換等を行うとともに、必要に応じて会計監査人の往査や監査講評に立会い、適宜報告を求めております。
監査等委員会と内部監査室との連携状況は、内部監査計画及び内部監査について、随時連携を図りながら実施しており、内部監査室は、監査等委員会に対して定期的あるいは必要に応じて監査報告を行っております。
加えて、半期に1回程度の頻度で監査等委員会、会計監査人、内部監査部門による三者ミーティングを実施し、情報共有と意見交換を行っています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

経営の成果が当社株式時価総額の増減に反映され、株主利益に直結するという考え方から、株主総会において承認決議された上限株数の範囲内で、それぞれの役職や責任に応じてストックオプションとして新株予約権を発行しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上及び企業価値増大への貢献意識の向上を目的としてストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

報酬等の総額が1億円以上である取締役が存在していないため、個別の報酬は開示しておりません。
なお、平成30年5月期の取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬等の総額は64百万円、監査等委員である取締役の報酬等の総額は13百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会で報酬限度額の決議を得ております。各取締役の報酬額については、取締役(監査等委員であるものを除く。)については取締役報酬内規に基づき取締役会で決定し、監査等委員である取締役については監査等委員会で決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役へのサポートは管理部が行っております。社外取締役が期待される役割を果たすために、取締役会等重要な会議に関する資料の事前配布、必要に応じた個別直接の事前説明、十分な検討時間の確保等に配慮しております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の企業統治の体制の概要としまして、会社の機関として取締役会及び監査等委員会を設置しております。また、「経営会議規程」に基づき、任意の機関として経営会議を設置しております。当社が企業統治の体制を採用する理由は、当社の現在の事業規模、事業内容等を勘案し、現行の体制が最も効率的、効果的に経営監視機能を実現でき、迅速かつ適切に経営上の意思決定や業務執行を行うことができる体制であると考えているためであります。

a.取締役会
取締役会は8名の取締役で構成されております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
取締役会では、法令で定められた事項、経営に関する重要な事項の決定及び業務執行の監督を行っております。

b.監査等委員会
当社の監査等委員会は3名、内2名が社外取締役で構成されております。社外取締役は、それぞれ公認会計士、弁護士であり、専門的見地から経営監視を実施しております。監査等委員会は原則として1ヶ月に1回開催しております。
監査等委員は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役(監査等委員であるものを除く。)の職務遂行について厳正な監視を行うとともに、積極的に意見を述べており、意思決定の過程や取締役(監査等委員であるものを除く。)の業務執行状況について確認ができる運営体制となっております。
なお、当社は平成29年6月1日をもって監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

c.経営会議
経営会議は、「経営会議規程」に基づいて、取締役、グループ会社事業部長、管理部長、経営企画室長並びにこれらの者が経営会議に出席することが適当と認めた者をもって構成し、原則毎月1回開催しております。経営会議においては、組織及び人事に関する事項の決議や、議長が必要と認めた経営会議付議事項の協議や決議を行います。また、各部門からの月次業績報告と今後の見通し、総合的な経営分析の内容報告等が行われております。また、重要事項の指示・伝達等認識の統一を図る機関として機能しております。

d.コンプライアンス推進委員会
コンプライアンス推進委員会は、「コンプライアンス規程」に基づいて、取締役会の選任したコンプライアンス推進委員によって構成される機関です。コンプライアンスに係る規程、マニュアル類についての協議、決議及び取締役会への付議、コンプライアンス教育の計画、管理、実施、見直しに関する協議及び決議、コンプライアンス違反行為に対する調査、その他コンプライアンスに係る必要項目についての活動を行い、当社グループのコンプライアンス推進を図っております。

e.リスク管理委員会
リスク管理委員会は、「リスク管理規程」に基づいて、各部門から選出されたリスク管理委員によって構成される機関です。当社グループの業務遂行を阻害する要因となるものをリスクと定義し、リスク管理に関する方針の決定、リスクの未然防止に向けた啓蒙、リスクの洗い出し、特定及び対策等の機能を担っております。

f.責任限定契約の内容の概要
当社と社外取締役は職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督機能を強化することを目的として、監査等委員会設置会社という経営形態を選択しております。

また、複数の社外取締役の招聘により、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現を図ることに加え、リスクマネジメント体制、コンプライアンス体制、内部監査体制を確立し、各々について定期的に取締役会での報告を行うことで、取締役会による取締役の職務執行の監督を実効性あるものとしております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は5月決算のため、集中日を回避して8月に株主総会を開催しております。
その他	当社は、株主総会の招集通知を発送日より前に当社IRサイトに掲載し、株主様への情報提供を早期に行えるよう取り組んでおります。また、招集通知の発送につきましても、決算業務の早期化を図り、早期に発送できる体制の整備に努めてまいります。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算後に個人投資家向けの説明会を開催し、代表取締役が当社事業概要、業績及び経営方針等の説明を行う予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算後にアナリスト・機関投資家向けの説明会を開催し、代表取締役が当社の業績や経営方針等の説明を行う予定であります。 また、第2四半期決算後にも同様の説明会を開催することを検討しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRサイトを設置し、決算情報その他の適時開示情報を掲載しております。今後も、投資家の皆さまにとって有益な情報提供が行えるよう、当IRサイトの充実を図ってまいります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室にIR担当者を置いております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社グループは、家事や育児等と仕事との両立の推進及び未来を担う子どもたちの成長支援を事業とし、極めて社会的責任の大きい事業に携わっていると認識しております。今後も、更なる社会貢献を実現すべく、事業の成長及び質の向上を図ってまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を提供し、幅広く当社の情報や事業内容、成長戦略等について理解を深めていただくことが重要と考えております。そのため、当社ホームページ、決算説明会等で情報開示を行う方針であります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、業務の適正を確保するための体制を以下のとおり整備しております。

a．取締役（監査等委員であるものを除く。）、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・当社グループは、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月１回開催しており、取締役の情報共有を推進することにより、他の取締役（監査等委員であるものを除く。）の業務執行の監督を行っております。
・監査等委員である取締役は監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査等を通じて、取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務執行の監査を行っております。
・当社グループは、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスの取り組みに関する重要事項の決定を取締役会が行っております。
・当社グループは、使用人に対し、法令、定款並びに社会倫理の遵守が企業活動の前提となることを周知徹底しております。
・取締役（監査等委員であるものを除く。）は、実効性ある内部統制の整備・運用と法令遵守の体制の確立に努めております。
・監査等委員である取締役は、内部統制の有効性について監査し、必要があると認めたときは各取締役に対し改善の助言または勧告を行っております。
・内部監査室は、内部統制の有効性について監査し、必要があると認めたときは適切な者に対し改善の助言または勧告を行い、その旨を代表取締役社長に報告しております。
・監査等委員である取締役及び内部監査室は、情報交換等連携し、職務執行内容が法令及び定款、関連諸規程に準拠して適正に行われているか問題の有無を調査し、必要に応じて取締役会へ報告を行っております。
・当社グループは、「内部通報規程」に基づき、法令違反行為等に対して、社内外に相談・申告できる「内部通報相談窓口」を設置し、申告者が不利益な扱いを受けない体制を構築しております。

b．取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に対する体制
・株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書取扱規程」「業務分掌規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存しております。
・「文書取扱規程」「業務分掌規程」ほかの関連規程は、必要に応じて適宜見直しを図っております。

c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・当社グループでは、取締役会及びその他の重要な会議において、各取締役、経営幹部及び使用人から、業務執行に関わる重要な情報の報告が行われております。
・当社グループは、代表取締役社長をリスク管理の総括責任者として任命し、各担当取締役と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築しております。
・有事の際は、代表取締役社長が「緊急リスク対策本部」を設置し、必要に応じて顧問弁護士等と迅速な対応をとれる体制をとっております。
・リスク管理体制を明文化した「リスク管理規程」に準拠した体制を構築しております。

d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・取締役会における意思決定にあたっては、十分かつ適切な情報が各取締役に提供されております。
・経営及び業務執行に必要な情報については、迅速かつ的確に各取締役が共有しております。
・めまぐるしく変化する経営環境にも対応できるよう、取締役（監査等委員会であるものを除く。）の任期を、選任後１年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとすることを定めております。

e．監査等委員である取締役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項
・当社グループは、監査等委員である取締役の職務を補助する使用人は配置しておりませんが、監査等委員である取締役は、取締役（監査等委員であるものを除く。）と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができます。
・監査等委員である取締役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員である取締役に委譲されたものとし、取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮命令は受けないものとします。

f．取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が監査等委員である取締役に報告するための体制その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制
・監査等委員である取締役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ必要に応じて出席しており、当社グループにおける重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受けることができる体制を構築しております。
・取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を、監査等委員である取締役に報告することとしております。

g．その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・当社グループでは、監査等委員である取締役が、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施できる体制を構築しております。
・また、監査等委員である取締役が、会計監査を依頼している監査法人及び内部監査室と意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求めることができる体制を構築しております。

h．反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
・当社グループは、「反社会的勢力排除規程」に基づき、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とし、その旨を役員及び従業員全員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を構築しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の代表取締役である若濵　久は、かねてより反社会的勢力とは一切関係を持たないという信念を有しており、現在までに反社会的勢力との関係は全くありません。また、当社グループ、当社グループの利害関係者、上位株主及び取引先等は反社会的勢力との関係はないと認識しております。
当社グループは、コンプライアンス体制の充実と強化を図るべく、役職員の行動規範を整備し、その基本方針としての企業倫理及び遵守指針を設けており、その一つとして反社会的勢力との絶縁を掲げております。具体的には、以下のような取組みを行っております。
新規取引業者の選定、従業員等に関しては、原則として事前に調査を行い、その結果を踏まえて取引等の可否を決定することとしており、反社会的勢力及びそれに共生するグループとの関係が発生しないように未然の防止に努めております。
また、万が一、反社会的勢力からの接触があった場合は、管理部を対応部署として、必要に応じて顧問弁護士や警察等の専門家に早期に相談し、適切な対策を講じる体制をとっております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

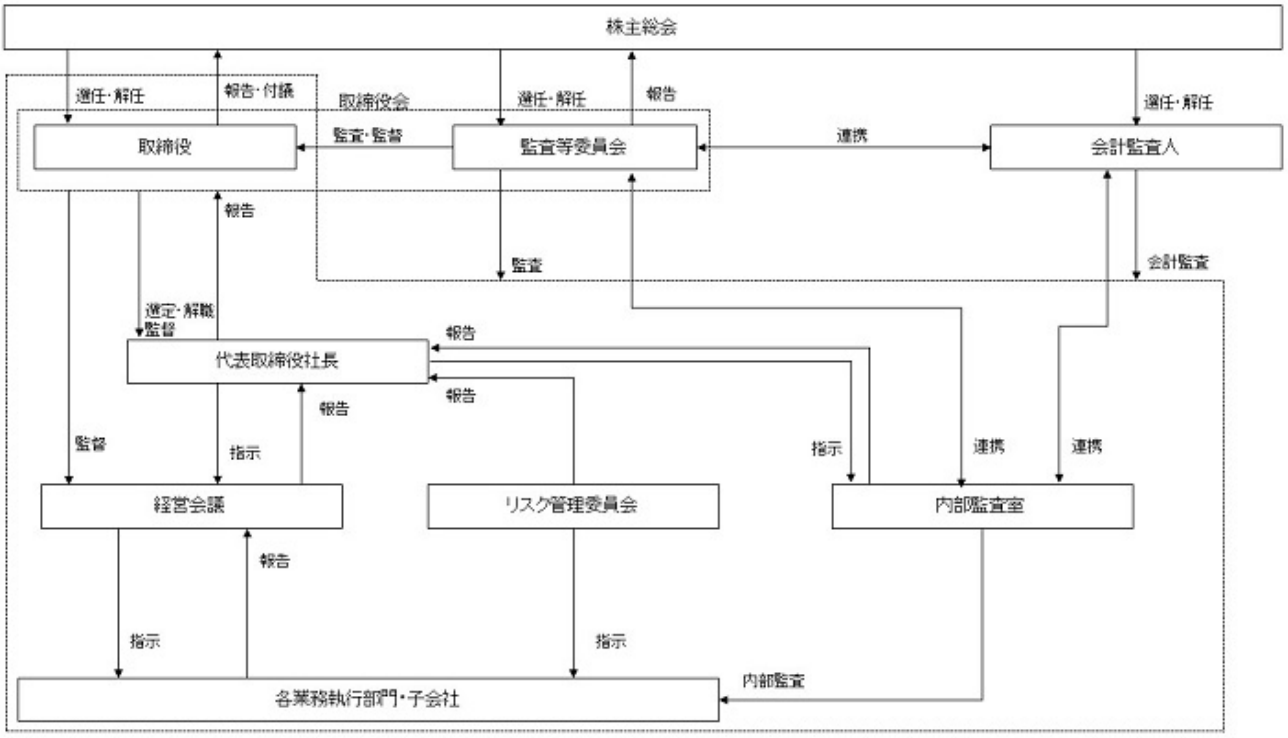
該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

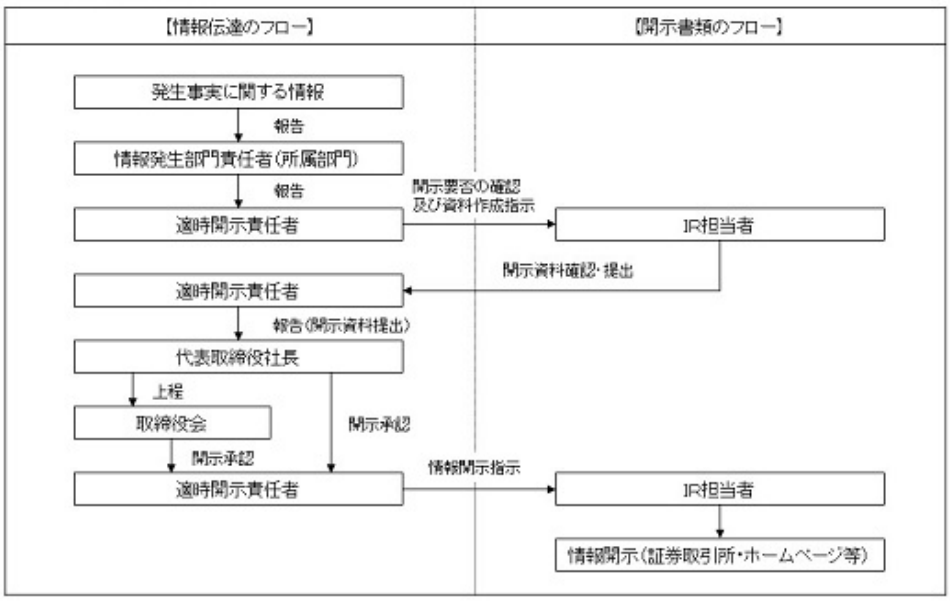
コーポレート･ガバナンスについては、以下の模式図（参考資料）をご覧ください。

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

(a) 発生事実に関する情報



(b)決定事実・決算に関する情報等

